

改選後の陳情の取り扱い

○事務・審査の流れ（平成26年3月定例会を例にした場合）

月	日	曜日	議会の流れ		事務・審査の流れ	
2	26	水	【正午】 陳情受付期限	賛同の申し出↓	① 陳情を受け付けた時点で、その都度、 議員に配付（控室）	
	27	木			↓	【議会運営委員会】
	28	金	開会日 議会運営委員会			② 開会日に受け付けた陳情の写しと一覧表を配付
3	1	土				↓
	2	日				↓
	3	月				↓
	4	火	質問日			↓
	5	水	質問日			↓
	6	木	質問日 【正午】 陳情内容への 賛同の期限 議会運営委員会			↓
	7	金	質問日			↓
	8	土			↓	
	9	日			↓	
	10	月	質問最終日 付託日 議会運営委員会		↓	
	11	火	(中学校卒業式)		↓	
	12	水			↓	
	13	木	予算審査		↓	
	14	金	常任委員会	↑ 委員会審査 ↓	【賛同者あり】	
	15	土				③ 陳情に賛同する旨、文書もしくは口 頭により議長（事務局）に申し出る。
	16	日				④ 賛同があった旨、全議員へ連絡
	17	月	常任委員会			↓
	18	火	常任委員会			【陳情の委員会付託】
	19	水	(小学校卒業式)			⑤ 賛同のあった陳情のみ委員会付託
	20	木	常任委員会			↓
	21	金				【委員会での陳情審査】
	22	土				⑥ 従前のおり書面の内容により審査
	23	日				⑦ 賛同議員に原則説明を求める。
	24	月	予算審査		⑧ ⑦に速やかに対応するため、当該所 管委員会の所属委員以外の賛同議員は 傍聴する。	
	25	火			↓	
	26	水	閉会日		【各委員会の審査報告】 【陳情の採決】 【閉会日以降】	
					⑨ 陳情者へ結果通知	

① 陳情を受け付けた時点で、その都度、議員に配付（控室）



【議会運営委員会】
② 開会日に受け付けた陳情の写しと一覧表を配付



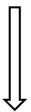
【賛同者あり】
③ 陳情に賛同する旨、文書もしくは口頭により議長（事務局）に申し出る。



④ 賛同があった旨、全議員へ連絡



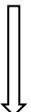
【陳情の委員会付託】
⑤ 賛同のあった陳情のみ委員会付託



【委員会での陳情審査】
⑥ 従前のおり書面の内容により審査

⑦ 賛同議員に原則説明を求める。

⑧ ⑦に速やかに対応するため、当該所管委員会の所属委員以外の賛同議員は傍聴する。



【各委員会の審査報告】
【陳情の採決】
【閉会日以降】

⑨ 陳情者へ結果通知

【賛同者なし】
① 議題としない理由を議会運営委員会において確認する。（議長の説明責任）



⑤及び①を確認するため開会前に議会運営委員会を開催



② 配付にとどめた旨陳情者へ通知